

全国一斉

解雇・失業・生活相談 ホットライン

2020年11月12日(木)

10:00 ~ 22:00

フリーダイヤル

0120-610-225

(ロウドウのフツゴウ)

※上記は特設番号です。11/12以外にご利用いただけませんのでご注意ください。
また、当日は回線状況等によりつながりにくい場合もありますのであらかじめご了承ください。

こんなことはありませんか…？

- ・コロナ禍の営業不振で解雇された
- ・休業手当が払われない
- ・住居を喪失してしまった
- ・新しくできた休業支援金のことを知りたい
- ・生活費を支援する制度について知りたい
- ・今すぐ生活保護を受けられるか
- ・雇用契約を打ち切れ更新してもらえない
- ・フリーランスや事業者を支援する制度について知りたい
- ・学費の支払いや奨学金の支払いが困難

弁護士が無料で対応します

コロナの影響でバイトのシフトが入らない…

コロナ禍の営業不振で解雇された…

福祉の窓口で追い返された…

家賃が払えない…

次の更新がない…



主催：日本弁護士連合会・各弁護士会

※各弁護士会により実施状況が異なります。詳細は実施案内をご確認の上、各弁護士会にお問い合わせください。
実施案内は日弁連ホームページでご確認いただけます。